

1. 環境資源工学会規約

第1章 総則

第1条 本会は「環境資源工学会」と言う。英文では The Resources Processing Society of Japan とする。

第2条 削除

第3条 本会は資源の処理・精製・リサイクル、環境の保全・浄化・新エネルギー開発などの資源・環境・エネルギーに関する学術ならびに技術の進歩を図り、学術文化の発展と関連諸産業に寄与すると共に、社会に貢献することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 会誌「環境資源工学」の発行
2. 年1回の学術講演会を開催
3. 調査、研究の実施及び資料・図書の発刊
4. 関連学術・技術団体との連絡と協力
5. 国際的な研究協力の推進
6. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

第5条 本会の会員はつぎの通りとする。

1. **正会員** 本会の目的に賛同し、会費年額8,000円を納めるもの。但し、会費送金不可能な外国の会員については、別途定める内規による。
2. **法人会員** 本会の目的に賛同し、会費年額15,000円を納める法人・団体等
3. **学生会員** 政府の認めた大学（大学院を含む）に在学し、本会の目的に賛同し、会費年額1,000円を納めるもの。
4. **賛助会員** 本会の目的に賛同し、事業を後援するために会費年額30,000円以上を納めるもの。
5. **特別会員** 本会を維持するため、会費年額1口15,000円を3口以上納めるもの。
6. **名誉会員** 本会に対し特別功労のあったもの、または学識経験者で理事会の推薦によるもの。

第6条 会員になろうとするものは正会員の紹介により入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第7条 会員は本会が発行する会誌および資料などの配布（無償または有償）並びに例会等の事業への参加の優先権をもつ。但し、事業への参加の優先権については、法人会員は同一法人・団体所属者2名まで、特別会員、賛助会員は特に制限しない。

第8条 会費の滞納あるいは会員として名誉を著しく傷つけた場合は会員権を理事会の承認により停止することが出来る。

第9条 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。事業における参加費等は原則として返還しない。

第3章 役員

第10条 本会はずぎの役員をおく。

1. 理事 15名以内（内会長 1名、副会長 2名）
2. 評議員 30名以内
3. 監事 2名

第11条 理事及び監事は前期の評議員会で選任し、会長、副会長は理事の互選で定める。

第12条 評議員は会員中より理事会に諮り会長の指名により選出し、総会の承認を受けるものとする。

第13条 会長は本会の業務を統括し、本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時または欠けた時その業務を代理し、その職務を行う。

第14条 理事は理事会を組織し、この規約に定めるもののほか、本会の業務上必要と認められた事項を決議し、執行する。

また、理事会は日常の業務を処理するため理事の内より、常任理事若干名を委嘱することができる。

第15条 評議員は評議員会を構成し、本会の重要事項を審議する。

第16条 監事は次の各号に定める職務を行う。

1. 本会の資産および業務状況を監査し、評議員会に報告する。
2. 前号の報告をするため必要があるときは理事会または総会を招集すること。

第17条 本会の役員任期は2年とし、再任をさまたげない。但し、会長の再任は1回を上限とし、監事は再任を認めない。

第18条 この学会の事業遂行のため理事会の議決を経て委員会を設けることができる。

- 2) 委員会の設置及び運営に関して必要な事項は理事会で別に定める。

第4章 会議

第19条 総会は正会員により構成され、毎年1回開催する。

- 2) 臨時総会は理事会が必要と認めた時、会長が招集する。

第20条 総会ではこの規約に別に定める事項のほかに、次の事項を審議し、議決する。

1. 事業及び収支予算についての事項
2. 事業報告及び収支決算についての事項
3. 貸借対照表についての事項
4. その他この学会の業務につき理事会で必要と認めた事項

第21条 理事会は毎年2回以上会長が招集する。

議員会は毎年1回会長が招集する。会長が必要と認めたときはいつでも招集する事ができる。

- 第22条 会議の議長は会長が当たる。
会議の議事は出席者の過半数でもって決する。

第5章 会誌

- 第23条 本会の会誌「環境資源工学」は原則として年4回発行する。
2) 編集は理事会に諮り会長が委嘱した委員により構成される編集委員会で行う。
- 第24条 会誌の投稿規定は別に定める。

第6章 補則

- 第25条 本会の資産は次の通りとする。
1. 会費
 2. 事業に伴う収入
 3. 寄付金
 4. その他の収入
- 第26条 本会の会計年度は毎年1月1日より12月末日迄とする。
- 第27条 本会の規約の変更は評議員会で議決し、総会の同意を得て行うことができる。

付則

この規約は平成27年11月26日より実施する。